

事 務 連 絡  
令和 5 年 5 月 22 日

西宮市指定共同生活援助事業者  
西宮市指定障害者支援施設 各位

西宮市生活支援課長  
西宮市法人指導課長

新型コロナウイルス感染症への対応に係る共同生活援助事業所及び障害者支援施設における臨時的なサービス提供の取扱いについて

平素は、本市の障害福祉運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等について」（令和 5 年 4 月 28 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室他連名事務連絡）（以下、「変更後事務連絡」という。）が示され、本市においては、当該変更後事務連絡の取扱いについて、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等の適用について」（令和 5 年 5 月 22 日西宮市法人指導課他連名事務連絡）により、令和 5 年 6 月 1 日から適用することとしました。

これに伴い、「新型コロナウイルス感染症への対応に係る共同生活援助事業所及び障害者支援施設における臨時的なサービス提供の取扱いについて」（令和 2 年 4 月 27 日西宮市生活支援課他連名事務連絡）は、令和 5 年 5 月 31 日限りで廃止いたします。

今後は、変更後事務連絡その他国通知等に従い、ご対応いただきますようお願いいたします。

以上

**【問合せ先】**

西宮市 生活支援課  
電話：0798-35-3130  
西宮市 法人指導課  
電話：0798-35-3423